

# 「経営者保証に関するガイドライン」における 廃業時の保証債務整理に関する参考事例



金融庁  
令和4年6月

## **【はじめに】**

本事例集は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理への取組みについて、今後一層浸透していくよう、各種取組みを検討する上で参考にさせていただくため公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、廃業時における保証債務整理の事例を提出いただき、当庁において代表的な事例を抽出しております。

本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

## < 目次 >

I.	中小企業再生支援協議会を活用した事例	事例1～3	・・・P 1
II.	REVICの特定支援業務を活用した事例	事例4	・・・P 4
III.	主債務及び保証人の債務を一体整理した事例	事例5～6	・・・P 5
IV.	その他、保証人のゼロ円弁済を許容し、関係者の早期 再スタートや生活再建に繋げた事例	事例7～10	・・・P 7
V.	リース債権者を含む債務整理を行った事例	事例11	・・・P 11

## I. 中小企業再生支援協議会を活用した事例

### 【事例1（地域銀行）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は老舗の写真店として県内外からの人気も高く、業績も好調に推移していたが、新社屋の建設以降、市場が低迷、売上高が減少したことで新社屋の借入返済負担大きく条件変更対応を行っていた。経営改善計画を策定し、経営改善に着手するも奏功せず、その後も会社再建を目指し奔走してきたが万策尽き、破産申し立てに至った。
- 保証人である社長及び社長母からは、中小企業再生支援協議会関与の元で経営者保証ガイドラインに基づく債務整理を行う旨の通知があった。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：1. 6百万円 保証債務（代表者）：0. 4百万円 保証債務（社長母）：5. 5百万円

##### 【主債務：破産】

- 主債務について、担保不動産売却等により1. 6百万円弁済。

##### 【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 社長及び社長母の共有名義であった不動産を早期に任意売却できたことで弁済原資が16. 7百万円増加したことを考慮し、残存資産については以下の通りとした（＝経済合理性）。
- 社長は現預金、保険解約返戻金の計4. 5百万円のうち1. 2百万円（うち0. 4百万円を当行）を弁済。社長母は現預金、保険解約返戻金等、計20. 3百万円のうち13. 5百万円（うち5. 5百万円を当行）に弁済。残存資産の内訳は以下の通り。

保証人名	社長	社長母
自由財産… (a)	990	990
一定期間の生活費… (b)	990	990
その他の資産… (c)	1,387	4,836
合計（単位：千円）	3,367	6,816

- 一定期間の生活費については「標準的な必要生活費」としてガイドラインのQ & Aにて目安として定める下記の範囲内で設定。  
【目安】1月あたり：33万円 給付期間：90日～330日（社長（50代））、90日～240日（社長母（80代））
- 社長母は高齢であったため既往症も多く通院しており、医療費が今後も継続的に必要な状況であったが、ガイドラインを活用し、早期債務整理に着手した結果、生活保障も含めた一定程度の資産を手元に残すことができるようになった。

## 【事例2（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は主に業務用ゲーム機の販売を行う事業者。近年は市場の縮小により売上が減少し、また過去の事業拡大や新事業展開のための借入負担大きく、取引各行の金融支援を受けていた。
- 主債務者は中小企業再生支援協議会が関与し事業再生手続きを進めたものの、スポンサーが見つからず破産申立てに移行。保証人については同協議会関与のもと、自己破産よりも経済的な再建に資する保証債務の整理を目指し、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証人債務整理の申出あり（保証債務の全額免除を希望）。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：44.2百万円 保証債務（代表者）：0円

#### 【当社：破産手続】

- 主債務について、仮に赤字かつ経営改善の要素が乏しい主債務者が事業を継続し、将来破産を申し立てた場合の配当見込み額は17.3百万円であるところ、早期整理を行ったことで44.2百万円の破産配当が見込まれる状況となった（＝経済合理性）。

#### 【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 仮に将来時点でも保証人資産に変更がないとした場合には、本件申出時点の破産配当及び保証債務残額免除を受け入れることが、破産が遅延し将来主債務者及び保証人が破産手続きした際の配当よりも、経済合理性があると判断されたことから、保証人についてゼロ円弁済にて保証債務の全額を免除した。
- 保証人について、自由財産として99万円、インセンティブ資産として一定期間の生計費2.7百万円、保険0.7百万円の計4.4百万円を残存資産とした。
- 以上の通り、当社の破産手続に早期に着手し、保証人も経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理を実施したことにより、金融機関としては回収額が増加し経済合理性を確保。また、保証人にも相応の資産を残すことが可能となった。

### 【事例3（信用金庫）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は各種専門学校等を主な取引先として、学校案内や募集要領等のパンフレット作成を請け負う印刷会社。リーマンショックによる景気低迷の影響を受け売上が減少、新たにTシャツ等の印刷事業にも参入したが競合が多く、その他にも通販事業、カラーコンタクト販売事業への参入を試みたものの、低迷する印刷事業の補填には至らなかった。
- 固定費の削減や返済条件変更により経営改善に注力してきたが、主要得意先からの受注が大幅に減少し、営業赤字が常態化していた。加えて、新型コロナウイルスの影響により更なる売上減少が見込まれる状況になったことから、廃業し、清算手続きを進めることを決断した。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：0.1百万円 保証債務：0円

- 私的整理手続きにより迅速かつ円滑に解決が図られ、以降の管理コスト低減につながった。（＝経済合理性）

##### 【当社：特定調停（廃業支援型）】

- 主債務については22.9百万円のうち、会社保有資産より0.1百万円の弁済を受けた。融資残高のある政府系金融機関、求償権を有する信用保証協会、未収利息債権を有する地元金融機関が債権者として、清算型弁済計画案への全債権者同意を経て特定調停を申し立てた。申し立てから数か月後に調停期日を迎え、その約1年後に特別清算の開始決定に至った。

##### 【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 保証人（社長）は借入全額に対し保証債務を負っていたため、中小企業再生支援協議会を活用し整理を行うこととなった。保証人の残存資産は自由資産の範囲内（0.1百万円）であったことから、ゼロ円弁済をもって保証債整理計画に合意し、保証債務全額について免除を行った。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し債務整理に着手した結果、法的整理に比べ早期解決が図られたことにより、保証債務の弁済額はゼロ円となったものの、以降の管理コスト低減につながった。

## Ⅱ. REVICの特定支援業務を活用した事例

### 【事例4（地域銀行）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は昭和創業の製材・木製品販売業を主業とする事業者。仏壇メーカーを得意先としていたが業績は低迷にて推移、足元で大口の取引先を失ったこともあり、債務超過が継続していた。
- その後も事業を継続してきたが、損益改善の見通しが立たないことから、メイン行および信用保証協会と協議の上、REVICの特定支援業務を活用し廃業することを決断した。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：4.0百万円 保証債務（代表者）：13.0百万円

- REVICの特定支援業務を活用し、事前に金融機関等と調整を行うことができたことから、任意売却先の選定について余裕をもって行うことができ、破産手続きによる一般的な早期売却額を上回る価格で資産売却を行うことができた。（＝経済合理性）

#### 【主債務、保証債務：REVIC（特定支援業務）】

- 主債務者、保証人が有する（残存資産を除く）資産を処分・換価して得られた金銭を原資として、担保権者に対する保全債権弁済後、各保証債権者に対し保全債権弁済後の保証債権残高のシェア割合に応じて弁済を行い、保証債務は免除を行った。
- 主債務について、当社保有の現預金及び工場売却代金より4.0百万円の弁済を受け、保証人からは工場売却代金等から残存資産を除いた13.0百万円の弁済を受けた。
- 保証人の残存資産とする金額について、自由財産99万円と一定期間の生計費（1ヶ月あたり標準的な世帯の必要経費として民事執行法施行令で定める額33万円に雇用保険の給付期間（60歳以上65歳未満の階層に準じて）8ヶ月によって算出される額。33万円×8＝264万円）の合計額363万円とすることとした。
- なお残存資産の内訳は、保証人の現預金、保険金および担保外工場売却代金の一部となっている。
- 上記の他、保証人の他4名が居住している築58年経過の自宅（借地権建物）が存在するが、借地契約上の借地権設定者と登記上の土地所有者が異なるため第三者への売却が難しく、価値がつけられないことに加え、華美なものでなく、生計維持に不可欠なものであることから、上記の資産に加えて残存資産に含めた。

### Ⅲ. 主債務者及び保証人の債務を一体整理した事例

#### 【事例5（地域銀行）】

##### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は運送業を主業とする事業者。同業他社との競争激化による業績低迷により債務超過の状況が続いていた。加えて、代表者自身の高齢化と後継者不在の問題や、従業員の高齢化による定年退職が続く一方、新規採用したくても人が集まらない状況から、これ以上の事業継続は困難との判断に至った。
- メイン行として当初は「事業譲渡」による債務整理の可能性を検討したものの買い手は現れなかった。支援専門家である弁護士への相談を促したところ、金融債権者はメイン行を含む3者と比較的少なかったことから、主たる債務および保証債務の整理を一体として進める、日本弁護士連合会による廃業支援型の特定調停スキームに則って検討することとなった。
- なお、保証人は代表者（社長）と代表者の妻（当社株主）の2名。

##### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：6百万円 保証債務（代表者）：0円 保証債務（代表者妻）：0円

- 主債務と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に早期に着手した結果、債権者に対する配当見込額が大きく増加。
- 【当社：特定調停（廃業支援型）】
- 別除権付きの事業用不動産は任意売却を行い別除権者の弁済に充当。その他車両など事業用動産を含む当社資産は代理人弁護士による換金作業が進められた後、弁済可能原資は金融債権者である3者の債権残高で案分し弁済する、という調停案が示された。
  - 金融債権者全員の合意がされた後、正式に特定調停が申し立てられて調停は成立した。全体のスキームとして、金融債権額合計31百万円に対する弁済額は6百万円となった。
- 【保証債務：特定調停（廃業支援型）】
- 代表者の自宅には当社を債務者とする根抵当権が設定されていたが、本件スキーム進行中に代表者が死去。そこで、同じく保証人であった妻以外の相続人は相続放棄することにより、相続を妻に集中させ、保証人を妻1名とした。また根抵当権付きの自宅も妻が相続で取得したが、相応の時価で長男に対して任意売却（＝経済合理性）し、根抵当権者への弁済を完了した。
  - その後、ガイドラインに則った形で保証債務免除が検討された。残存資産は自由財産（99万円）の範囲内であったことから、「ゼロ円弁済」をもって保証債務を免除する調停案に対し合意形成された後、主債務と同時に特定調停が申し立てられて調停は成立した。所有者は長男名義となったものの、保証人である代表者妻は、旧来の自宅に住み続けることができることとなった。

## 【事例6（主要行等）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 某地域金融機関から事業再生ファンドを通じて買い取った債権の信託受託分で、債務者は家電販売業を営む小規模事業者。
- 大型店の進出等で赤字脱却が望めず、管理回収業務を受託したサービサーとの協議で家電事業からの撤退を決断。家電店舗を閉鎖し、閉店した店舗（担保物件）は第三者に賃貸し、その賃料収入から弁済を継続してきた。また、代表者は債権者への弁済のため、役員報酬を削減し資金を捻出する等の対応を行っていた。
- 最終的に物件処分により弁済をすることとなったため、債務者と清算型の債務整理協議に入った。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：23百万円 保証債務：0円

- 清算型債務整理の過程で、経営者からは債務免除（法人及び経営者保証）の要請を受け協議を重ねた結果、主債務459百万円については物件処分代金等より23百万円の弁済を受け、残債務436百万円は全額免除を行った。
- また、債務者と代表者が実質一体の小規模事業者で、役員報酬の削減分を長年に亘り弁済に充当していたこと、及び他の債権者も存在すること踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」7-(3)-③ 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）を準用し、経営者が早期に事業撤退を決断し、家電店舗を閉鎖し賃貸へ切り替えを行ったことによる弁済額の増加相当分（約13百万円）を上限として、法人に財産の一部（10百万円）を資産として残すと共に、保証人からの弁済はゼロ円とし、保証債務を全額免除した。
- なお保証人の残存資産については、金額の詳細は不明ながら、今後の生活には問題ない水準と聞いている。自宅は親族が所有。

#### IV. その他、保証人のゼロ円弁済を許容し、関係者の早期再スタートや生活再建に繋げた事例

##### 【事例7（地域銀行）】

###### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は割賦販売業を主たる事業とする事業協同組合。キャッシングサービスに対する過払金返還請求が頻発するようになり業況が低迷していた。事業の機動性を高めるため株式会社に組織変更を行い、新事業での事業展開を図ったものの、計画した収益が計上できずに損失が拡大し、数年経過したのち事業継続を断念した。
- 保証人である代表者と専務は既に個人資産を投入するなどしており、また金融機関に多額の保証債務を負っていたことから、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性」等を説明したところ、同ガイドラインに基づき、主債務と保証債務を同時に整理することになった。

###### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：41百万円 保証債務（代表者）：11.7百万円 保証債務（専務）：0円

###### 【当社：破産手続】

- 当社が、将来、破産手続を行った場合における一般配当見込はゼロであった。一方で、主債務を早期整理することにより、当社の有する割賦債権から41百万円の配当が実施された（＝経済合理性）。

###### 【保証債務（代表者・専務）：特定調停】

- 代表者は現預金4.2百万円、希望により一部を受戻することを認めた不動産12.7百万円等の合計17.2百万円の資産のうち5.5百万円を残存資産とし残額は弁済、保証債務残額541百万円を免除した。
- 専務はもともと個人資産を多く保有していなかったため、自由財産範囲内の預金0.2百万円を残存資産とし、弁済額ゼロを認めて保証債務残額546百万円を免除した。
- 当行は、代表者および専務が保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家である弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を停書の別紙に明記している。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことが出来るようになった。なお、専務については新たな事業に取組して再スタートを図っている。

## 【事例8（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は事業所向けの増改築を行う事業者。リーマンショックによる主要取引先の設備投資抑制等により、収益悪化。営業拠点閉鎖や、中小企業再生支援協議会関与によるリスケ等により資金繰りをつないでいたが、事業を立て直すことは困難を極めていた。
- さらには、後継者と目されていた取締役が独立することとなり、経営者は「これ以上の事業継続は負債を増大させるだけであり、もはや先行きの見通しは立たない」と、当社の破産もやむなしと考えるようになった。
- 一方、経営者とその配偶者（旧取締役）は金融機関に多額の保証債務を負っており、当社が破産した際の保証債務の整理についても検討していたが、個人の破産は回避したいとの強い意向があったため、当社の破産申立を決断するには至らなかった。
- 当社が破産申立に躊躇していた頃、「経営者保証に関するガイドライン」が公表されることとなり、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申出があり、主債務と保証債務を同時に整理することになった。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：30百万円 保証債務（経営者）：0円 保証債務（経営者の配偶者）：1百万円

#### 【当社：破産手続】

- キャッシュフローの検討から、将来、破産を申し立てた場合の配当見込額はゼロであるところ、ガイドラインにより主債務の早期整理を行ったことで、30百万円の配当が行われた（＝経済合理性）。

#### 【保証債務（経営者・配偶者）：特定調停】

- 経営者が保有していた当社の底地（抵当物件）について、当初は担保余力が出る価格での売却を計画していたが不調に終わり、結果的に残存資産は自由財産のみとなったため、保証債務353百万円を全額免除した。
- 経営者の配偶者は住宅ローン付不動産を任意売却し、住宅ローン返済後4百万円の現金を得た。そのうち、自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を控除した残額1百万円の弁済を受け、保証債務残額150百万円を全額免除した。
- 経営者およびその配偶者から保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家である弁護士の適正性についての確認を行った旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行う旨を調停調書の別紙に明記している。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことができることとなった。

## 【事例9（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は老舗の温泉旅館。旅館開業後、増改築を経て新館を増築する等、規模を拡大してきた。しかし周辺旅館・ホテルの競争激化に加え、リーマンショック等の影響で来客数が大幅に減少。増改築に伴う資金負担も重なり資金繰りが圧迫されていた。
- また、耐震改修促進法により耐震診断を行なう必要性に迫られたが、多額の支出を伴う耐震診断を行なう体力は無く、事業が立ち行かなくなる状況に直面していた。
- 保証人である代表者とその子息は金融機関に多額の保証債務を負っていたが、個人の破産手続までは回避したい意向があったこと、また、温泉街に廃ホテルを残すことは避けたいとの意向から、温泉権利用を活用した事業継続の道を模索していた。
- 「経営者保証に関するガイドライン」の「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性」等を説明し、ホテル施設の一括売却による他事業者による事業継続を提案したところ、以下の通り主債務整理することになった。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：75百万円 保証債務（代表者）：0円 保証債務（子息）：0円

#### 【当社：破産手続】

- 当社の主債務整理は多額の租税債務が処理出来ないためホテル施設売却後に破産手続とした。
- 主債務の破産手続における一般配当見込はゼロであったが、全債権者が当社不動産に対する同順位の別除権者であったため、主債務の早期整理による不動産譲渡により、75百万円の回収が可能となった。仮にホテル施設譲渡前に主債務者が倒産した場合は、温泉利用権が剥奪されるため、ホテルが処分不能となり、回収できないおそれがあった。（＝経済合理性）

#### 【保証債務（代表者・子息）：特定調停】

- 代表者、子息ともに、個人資産を多く保有していなかったが、以後の生計維持に必要な資産を残存させることが可能となった。
- 当行は経営者および子息から保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家による弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を停書の別紙に明記している。
- 当行は、対象債権者としては当社が再生計画に早期着手することにより回収可能見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人に債務弁済に対する誠意が認められることから計画に同意した。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことが出来るようになった。なお、保証人である代取の子息は、当社ホテル施設を購入・営業を継承した企業に雇用され、従来の経験を活かしてホテル事業に引続き従事して再スタートを図っている。

## 【事例10（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は映像やIT関連ソフトの開発、販売等を行う事業者。当初はホテルの客室映像機器の設置やメンテナンス業務を行っていたが、東日本大震災による観光客減少により受注も減少、赤字に転落した。その後PCBの処理事業を主たる事業として営業するも、法規制が強化されたことを受け撤退。以降、業態転換を行い営業継続していたが業績は回復しなかった。
- 代表者は金融機関に多額の保証債務を負っており、また既に個人資産を投入するなどしていたが、経済的再起を強く望んでいた。
- 当行は代表者のノウハウを持ってすれば会社の資産がなくても新規事業の立ち上げも可能と判断し、廃業支援を実施。
- 代表者に保証債務の整理に関する情報を信用登録機関に報告、登録されずに保証債務整理が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」を説明。これにより事業継続を断念、主債務は破産、保証債務はガイドラインにより同時に整理することとなった。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：1. 7百万円 保証債務（代表者）：0円

#### 【当社：破産手続】

- 当社が、将来、破産手続を行った場合における一般配当見込はゼロであったが、主債務を早期整理することにより、1. 7百万円の配当が実施された。（＝経済合理性）

#### 【保証債務：特定調停】

- 保証人の所有資産は現預金数万円と自由財産の範囲内であることから、その全てを残存資産として、各債権者の保証債務合計額約44百万円については全額を免除することが決定。
- 当行は経営者および子息から、保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家による弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を調停書の別紙に明記している。
- 本件は、当社が事業継続を断念してからわずか半年余りの間に当社の破産手続申立がなされ、保証債務については本ガイドラインを活用して早期債務整理に着手した結果、配当額増加及び迅速な終結に繋がった。配当額の増加のみならず、各債権者にとっても管理コスト低減という効果は十分に経済的合理性が認められるものであった。
- 保証人は親族の資金支援を受け、これまでに培った技術に対する取引先からの高い評価を活かした新たな事業に既に着手しているところ。地域経済の活性化という本ガイドラインの重要な目的のひとつに合致した結果となっている。

## V. リース債権者を含む債務整理を行った事例

### 【事例 1 1 (地域銀行)】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は土木工事業を主体とする事業者。河川・道路等の法面工事の技術力に相応の評価を得ており、公共工事のほか地場ゼネコン等からの下請工事受注により業容を拡大、ピーク時には1,000百万円程度の売上を計上していた。しかしながら、公共工事の減少や他社との受注競争激化の影響から、業績および資金繰りは徐々に悪化。
- 最終的に資金繰りが逼迫、事業の継続を断念し、関連会社と共に破産手続申立を行い、同日破産手続開始決定となった。
- 保証人は、当社および関連会社の代表取締役を兼務していたため保証債務は多額となり、経済的再生および債務整理に関する情報を信用登録機関への報告や登録がされない経営者保証ガイドライン活用により保証債務を整理することとなった。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：153.1百万円（当社、関係会社） 保証債務（社長）：0円

##### 【当社、関係会社：破産手続】

- 当社および関係会社について、3年後に破産した際の配当見込み額101.3百万円に比べ、早期に破産を申し立てしたことによる配当見込み額は153.1百万円と、回収額が51.8百万円増加することとなった。(=経済合理性)

##### 【保証債務：特定調停】

- 当社および関係会社の保証人として、各債権者宛に支援専門家と連名で一時停止要請を実施。債権者は当行、地方銀行、保証協会、リース会社の4機関。
- 社長個人の財産評価基準時の資産状況は現預金0.6百万円、自宅10.6百万円（オーバーローン物件）等の計11.5百万円であった。自由財産の範囲内である0.8百万円及びオーバーローンの自宅を残存資産とし、保証人の弁済をゼロとする内容で調停期日を設定、確定した。
- 以上の通り、当社および関連会社の破産手続に早期に着手し、保証人も経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理を実施したことにより、金融機関としては回収額が増加し経済合理性を確保。また、保証人にも相応の資産を残すことが可能となり、経済的再生も相応に確保することができた。